

納税通知書（給与からの特別徴収）の見方

年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入	主たる給与	営業所得	農業所得	不動産所得	配当所得	雑所得	譲渡一時所得	課税標準	総所得③	税額	山林所得	特別徴収税額⑧	分離短期譲渡	控除不足額⑨	分離長期譲渡	既充当額⑩	株式等の譲渡	既納付額⑪	上場株式等の配当	差引納付額⑬-⑪-⑫	先物取引	変更前	増減額	変更月	月						
	給与所得	以外の合算	所得区分							総所得金額①		市		税額控除前所得額④		納付額		税額控除額⑤		所得割額⑥		均等割額⑦		特別徴収税額⑧	控除不足額⑨	既充当額⑩	既納付額⑪	差引納付額⑬-⑪-⑫	変更前	増減額	変更月	月
	その他の所得計													県		税額控除前所得額④		6月分		税額控除額⑤		所得割額⑥		均等割額⑦	特別徴収税額⑧	控除不足額⑨	既充当額⑩	既納付額⑪	差引納付額⑬-⑪-⑫	変更前	増減額	変更月

所得控除	雑損	障・寡・勤	所得控除合計②
	医療費	配偶者	
	社会保険料	配偶者特別	
	小規模企業共済	扶養	
	生命保険料	基礎	
地震保険料	所得控除合計②		

(摘要)

※「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額です。

給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額通知書（納税義務者用）

氏名	受給者番号
宛名番号	
指定番号	

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。また、この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。この処分取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この内容は、法律等の改正により変更になる場合があります。

安城市長 印

毎月の天引き額が記載されています。給与からの特別徴収は、6月から翌年の5月までの12回で納めることになります。

以下のいずれかの記載がされている場合があります。

- 「同一生計配偶者 有」
- 合計所得金額が1,000万円超で配偶者を扶養している場合に記載されます。
- 「住宅借入金等特別控除額」
- 住宅ローン控除を適用している場合に記載されます。
- 「寄附金税額控除額」
- 寄附による控除（ふるさと納税含む）を適用している場合に記載されます。

給与から天引きされる税額の合計です。自分で納める必要はありません。

もし年の途中で給与天引きの税額が変わった場合、何月から変更になるのかを記載します。

分からないことがあれば、お問い合わせください。
 安城市役所 市民税課 市民税係（北庁舎2階50番窓口）
 電話番号 0566-71-2214
 E-mail shimizei@city.anjo.lg.jp